

公益社団法人 日本建築家協会 オープンデスク制度規則

施行	平成元年4月1日
改正	平成3年3月1日
改正	平成8年4月1日
改正	平成11年4月1日
改正	平成12年4月1日
改正	平成13年4月1日

(名 称)

1条 この制度は、日本建築家協会オープン・デスク制度という。

(目 的)

2条 この制度は、建築家を志す勉学途上の学生に対し、会員建築家の事務所がその門戸を開き、長期にわたってその制作活動に接する場を提供することにより、日本建築家協会(以下本会という)が建築家教育の一端を担うことを目的とする。

(対 象)

3条 この制度が対象とする学生は、各種教育機関において建築学等を専攻する学生とする。

(期 間)

4条 この制度に基く会員事務所による学生の受入れは、毎年7月1日から翌年3月31日までの間に行うものとする。

(選 考)

5条 この制度の適用を希望する学生は、定められた申込書に手続き費用を添えて本会に提出し、本会による審査を経た後、本制度に参加登録された事務所(以下受入事務所という)に通知され、受入事務所の選考を受ける。

2. 受入事務所は選考を6月中に行い、その結果を6月末までに当該学生及び本会に通知する。

3. 受入事務所から本会に受入の通知があった場合、本会は当該学生を適用学生として登録する。

(受け入れ態勢)

6条 受入事務所は適用学生のため、4条で定める期間内において可能な限り勉学の場を提供するとともに、本制度の目的に添うよう、その便宜を計り勉学を指導、援助する。

(適用学生の受ける便宜と規則)

7条 適用学生は勉学の場の提供を受け、その事務所の許容する範囲内で事務所の所有する施設、資料等を利用することができる。

2. 適用学生は当該事務所の就業規則及び慣例を尊重して行動しなければならない。

(適用の期間)

8条 適用の期間はその年度で終わる。翌年度は新規登録を申請しなければならない。

(受入事務所)

9条 本会は毎年5月までに受入事務所を確定し、公開する。

(細則等)

10条 この制度を運営するために必要な細則は別に定める。

附 則 この規則は平成13年4月1日から施行する。